

子どもたちが青森県の未来をつくる

青森県

子ども・子育て世帯

応援金給付

0歳から18歳まで
3万円給付



申請受付期間 令和6年 3月15日(金)まで

給付内容

児童1人につき30,000円

- 青森県内の0歳から18歳の児童※1を養育する世帯が対象です。
- 市町村から児童手当を受給している世帯は原則申請不要です。
- 高校生等の児童を養育する世帯、公務員の世帯または児童手当の所得上限限度額以上の世帯等は、申請が必要です。※2

※1 平成17年(2005年)4月2日から令和6年(2024年)2月29日までに生まれた児童

※2 市町村から児童手当を受給している世帯は、お住まいの市町村からお知らせがあります。

申請方法

① Webページからの申請 または ② 郵送での申請

詳しい情報は下記の電話番号またはWebページからご確認ください。

給付内容及び申請方法の詳細はWebページへ

青森県子育て世帯応援金給付事務センター

検索



お問い合わせは
こちらから



0120-467-073

■受付時間 9時～17時 ※土日祝・年末年始(12/29-1/3)を除く



青森県

Aomori Prefectural Government

青森県子ども・子育て世帯 応援金給付事業のお知らせ

青森県は食料費や光熱水道費等の物価高騰に直面する
子育て世帯の経済的負担を軽減するため、
県内の子育て世帯に対して応援金を給付いたします。

申請期間

令和5年 **11月27日(月)** ▶▶ 令和6年 **3月15日(金)**まで

給付対象児童

青森県内の0歳から～18歳である児童

※平成17年(2005年)4月2日から令和6年(2024年)2月29日までの間に生まれた児童
※令和6年(2024年)3月1日以降に生まれた児童は給付対象とはなりません。

申請条件

青森県内の市町村から
児童手当等を受給していない世帯等

(高校生等の児童を養育する世帯、公務員の世帯または児童手当の所得上限限度額以上の世帯等)

※青森県内の市町村から児童手当を受給されている場合、申請不要です。

(お住まいの市町村からお知らせがあります。)

なお、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童を養育する方は、当該児童分の応援金の申請が必要です。

給付額

児童1人につき **30,000円**

申請方法

市町村から児童手当を受給している世帯

原則申請不要です。お住まいの市町村からお知らせがあります。

高校生等の児童を養育する世帯、
公務員の世帯または児童手当の所得上限限度額以上の世帯

① Webページからの申請 または ② 郵送での申請

給付内容及び申請方法の詳細はWebページへ

青森県子育て世帯応援金給付事務センター

検索



お問い合わせは
こちらから



0120-467-073

■受付時間 9時～17時 ※土日祝・年末年始(12/29-1/3)を除く



青森県

Aomori Prefectural Government